

## 一般地域に係る騒音の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

## 道路に面する地域に係る騒音の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
(注) 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を、主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45 dB 以下、夜間 40 dB 以下)によることができる。	

幹線交通を担う道路

高速自動車国道、一般国道  
県道、4 車線以上の市道

道路に近接する空間

2 車線以下	道路端より 15 m の範囲
2 車線を超える	道路端より 0 m の範囲

(注) 1. 時間の区分

- (1) 昼間午前 6 時～午後 10 時
- (2) 夜間午後 10 時～翌午前 6 時

2. 地域の類型

- (1) 地域の類型をあてはめる地域は市長が指定する。
- (2) 地域の類型は、原則として都市計画法に定める用途地域に準拠する。

3. 環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。